

みえ森林教育ステーションフィールド整備計画設計業務委託
企画提案コンペ参加仕様書

1 目的

みえ森林教育ビジョンに基づき、子どもから大人まで誰もが森林や木、木材に親しみ、自ら考え、判断して行動できる人に育つことを促す森林教育活動を展開するため、三重県林業研究所の既存フィールドを再整備するにあたり、その整備にかかる計画及び設計を行います。

2 業務内容

(1) 現況調査

- 林業研究所の次のフィールドについて、現地調査、測量、法規関係の確認、資料・データ収集等により敷地分析及び現況把握を行う。

No.	名称	面積(ha) (参考)	想定する整備内容(参考)
1	樹木図鑑園	0.48	樹木の整理、植栽、樹形・樹勢・植生の回復、園路の改修
2	機械練習場	0.38	重機等の操縦や林業作業の実習のスペースを整理するとともに、プレーパークとして広場を整備
3	庭園	0.20	樹木の整理、植栽、駐車スペース(砂利敷き等)の設置
4	炭焼き窯跡	0.03	実習等で使用する炭焼き窯の設置
5	芝生広場	0.25	植え込み・生垣の整理、不陸整正、焚火場の設置、記念碑の移設、植栽、芝張り直し
6	樹木園	0.19	樹木の整理、植栽、樹形・樹勢・植生の回復
7	苗畑	0.08	駐車スペース(砂利敷き等)として整備
8	道形	0.03	苗畑への進入路(砂利敷き等)として整備
9	採種園跡	1.24	地域植生の復元、野外活動フィールドとして整備、休憩用仮設工作物等の設置
10	スギ採種園	0.47	樹木を活用した森林フィールドとして整備
	計	3.35	

(2) 検討会開催

- 整備方針を協議・検討するため、林業研究所関係者、有識者等を含めた検討会を3回以上開催する。
- 有識者については、発注課が指定する県内の有識者に相談・助言等を依頼し、謝礼金を支払うものとする。

(3) 整備方針・整備計画の検討及び策定

- 現況調査、検討会の結果等に基づき、整備方針・整備計画の検討及び策定を行う。
- 令和5年度から供用開始となるみえ森林・林業アカデミーの新校舎を拠点とした一体的なフィールドの活用方法等についても検討する。

(4) 設計

- 整備方針・整備計画に基づき、工事を行うために必要な設計図・仕様書を作成する。

- (5) 数量計算
 - 施工数量、材料等の積算、また、必要に応じて構造等の適正に係る計算を行う。
- (6) 工事費内訳書の作成
 - 工種ごとに工事費を算出して内訳書に取りまとめ、積算の根拠（見積を含む）を整備する。
- (7) 設計説明書の作成
 - 現況調査資料、検討資料、年次計画、工程等を含め、設計にかかる説明書を作成する。
- (8) 照査
 - 業務の成果品が適正に作成されているか審査する。
- (9) 設計協議
 - 業務にかかる協議を発注課と4回以上行う。

3 契約上限額 4, 389, 000円（消費税及び地方消費税を含む）

4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

- (1) 参加者資格
 - 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 最優秀提案者資格
 - 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
 - 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

5 契約条件

- (1) 委託業務名 みえ森林教育ステーションフィールド整備計画設計業務
- (2) 委託期間 契約の日から令和4年11月9日（水）まで
- (3) 成果品
 - 設計図（A3またはA1サイズ）
 - 仕様書
 - 計算書
 - 工事費内訳書
 - 積算根拠資料
 - 設計説明書
 - 検討会議事録
 - 協議記録
- (4) 成果品の納入媒体
 - 紙媒体3部及び電子ファイルとする。
 - 電子ファイルの形式はPDF、ワード、エクセルと互換性のあるものとし、図面についてはJWCADでの編集が可能なものとする。

6 企画提案コンペの実施方法

本仕様書に基づき提出された企画提案資料を「みえ森林教育ステーションフィールド

整備計画設計業務委託企画提案コンペ選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において審査のうえ、最優秀提案を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結する。企画提案コンペの審査基準は以下のとおり

- ①業務遂行能力：
十分な業務遂行能力、業務実施体制があるか。
 - ②企画力：
みえ森林教育を正しく理解し、フィールドの利用を通じた森林教育の推進や、アカデミーの新校舎との一体的なフィールド活用、コスト縮減等について、適正かつ斬新なアイデアの提案があるか。
 - ③技術力：
生態系、生物多様性、環境、景観等への配慮、地域性の考慮、現地の条件把握、調査、設計、デザインなどに関する適正な知識・技術を有しているか。
 - ④訴求力：
利用者に対して訴求力のある提案がされているか。
 - ⑤経済性：
費用対効果の観点から効率的な内容となっているか。
- 企画提案書の提出期限は、令和4年7月28日(木)15時まで(提出先：三重県林業研究所 普及・森林教育課)とする。提出は、持参、郵便又は民間事業者による信書便で送付するものとする。
 - 提出された企画提案書の審査を行うため、提案者による15分間(質疑時間は別)のプレゼンテーションを実施する(令和4年8月1日(月)14時00分から：三重県津市白山町二本木3769-1 三重県林業研究所 交流館会議室)。なお、プレゼンテーションの詳細については、令和4年7月29日(金)15時までにメールにて連絡する。ただし、提案者が多数の場合は、選定委員会で書類審査を行い、優秀提案者を5者程度選定したうえでプレゼンテーションを実施するものとする。
 - 上記の方法により選定委員会にて最優秀提案者を決定し、その者と委託契約を締結する。
 - 随意契約は、見積書の提出により行う。

7 企画提案コンペに関する質問の受付及び回答

- (1) 質問の受付期限 令和4年7月15日(金) 15時まで(必着)
- (2) 質問の提出
 - 当該企画提案コンペに関する質問は、文書(様式自由、ただし規格はA4版)にて行うものとし、17に記載の担当課・連絡先まで、FAX又は電子メールで提出すること。送信後は、電話にて着信の確認を行うこと。なお、質問文書には、所属名その他、担当窓口の部課名、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを明記すること。
- (3) 質問の内容
 - 質問は、原則として、当該業務委託にかかる条件や応募手続き等の事項に限るものとし、企画内容に関する質問は受け付けていない。
- (4) 質問に対する回答
 - 受け付けた質問及びその回答については令和4年7月19日(火)17時までに三重県ホームページに掲載する。

8 提出を求める企画提案資料の内容

- (1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式） 1部
 - 4に掲げる参加資格を全て満たしていることの誓約を記載した申請書及び添付書類。
- (2) 企画提案書 10部
 - 原則A4版・両面長辺綴じ印刷・文字サイズ10ポイント以上。表紙を含めて10ページ程度とする。なお、内容は次のものとする。
 - ①自社の紹介（会社概要等）
 - ②今回の業務内容に類似する実績紹介
 - ③業務の概要（作業項目、実施体制、スケジュール等を含む）
 - ④フィールド整備の基本方針（コンセプト、重視する事項、活用方法など任意）
 - ⑤子どもから大人までの体系的な森林教育につながる提案
 - ⑥環境保全に対する提案
 - ⑦経済性に関する提案（整備時のコストや整備後の維持管理コスト等の縮減に関するアイデアなど、実現の可否は問わない）
- (3) 見積書（費用内訳書） 10部
 - 任意の様式とするが、費用の内訳を記載すること。
- (4) 参考資料 10部
 - 会社のパンフレットなど（コピーでも可）、企画提案書と合わせてプレゼンテーションで使用することも可能。

9 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）（有料）」（所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの）の写し
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの（無料））の写し
- (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書（第2号様式）
- (4) 三重県物件等電子調達システム利用登録をしていない事業者又は共通債権者（物件契約）登録をしていない事業者にあつては、「三重県財務会計システム共通債権者（物件契約）登録申出書」

10 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県林業研究所において示す。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。
また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除

する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。

(3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。（契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）

(4) 契約は、三重県林業研究所において行う。

1.1 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

1.2 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。

1.3 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

1.4 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下、「暴排要綱」という。）第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

1.5 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

1.6 その他

- 企画提案に要する費用は、各提案者の負担とする。
- 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- 成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。
- 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うものとする。
- 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例第53条、第54条及び第56条に罰則があるので留意すること。

17 連絡先

〒515-2602

三重県津市白山町二本木3769-1

三重県林業研究所 普及・森林教育課

Tel : 059-226-5352 FAX : 059-226-0960

E-mail : miefa2@pref.mie.lg.jp

担当 : 樋口